

相次ぐ留置施設保護室内虐待死事件に寄せて ②

田鎖麻衣子

前回は、保護室のない警察留置場における防声具死亡事件（和歌山東警察署、二〇〇四年）を契機として、『危険な防声具』を廃止しようとする努力が、「保護室」という名の危険な設備の拡大を招いた経緯につき概観した。ここで疑問のは、当時、刑事施設とくに刑務所に関しては、保護室（保護房）内での虐待による受刑者死傷が契機となり監獄法改正にもつながったといふのに、留置施設における保護室そのものの危険性が大問題とならなかつたのは何故か、ということだ。

ちなみに日弁連は、二〇〇五年一〇月、「保護房収容後死亡事案に関する人権救済申立事件（勧告）」を法

務大臣宛てに発している。これは、保護房収容後の被収容者死亡事案七件において、医療措置あるいは保護房収容が適切であったのかを調査をしてその結果を公表するとともに、安易な保護房収容は行わないことなどを勧告したものである。保護房内の戒具（革手錠）使用に留まらず、保護房そのものの危険性が認識されていたのに、なぜ、留置施設における保護室整備への批判が高まらなかつたのか。

いわゆる拘禁二法案（刑事施設法案、留置施設法案及びその関連法案）に反対する運動の過程で日弁連が作成した「日弁連・刑事施設及び受刑者の処遇法案」（一九九二年）というものがあ

る。この案の六四条六項には「代用刑事施設においては、保護室への収容を行ってはならない」と規定されている。同案の解説書で

ある『解説・日弁連刑事處遇法案－施設管理法から人間的処遇法へ』（日弁連拘禁二法

案対策本部、一九九四年一月）は、この規定の趣旨を次のように述べている。「いかなる

懲罰も取調べに利用されないために、代用刑施設では、一切の懲罰を禁止しています

が認められないため、代用刑施設では、一切の懲罰を禁止しています

がスムーズに行われるようになりますこと、防

音具廃止のための条件として、保護室への

収容も認めません。」（二二頁）

しかし、である。十一年後に発表された

「未決拘禁法案（刑事

施設及び受刑者の処遇

法案）（一九九二年）等に関する法律の一部

を改正する法律案）においては、保護室へ

の収容を行ってはならない」と規定してい

る。この案の六四条六項には「代用刑事施設においては、保護室への収容を行ってはなら

い」と、自傷のおそれがない文脈において発生し

る。それは、留置施設内に医療態勢の整備を」ということ

には決してはならぬ。それは、留置施設を（相当長期の）収容施設としてさらに固定

護室整備の推進と同じ一轍を踏むことになるのである。（つづく）